

令和2年10月28日

二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 について（回答）

平素よりお世話になっております。

先日の国家戦略特区ワーキンググループについて、次のとおり回答します。

記

- 1.（国家戦略特区以外の）通常の二国間協定に基づく外国医師について「自国民に限り診療を行うことを認める」運用をしていた経緯、「自国民以外の外国人一般も認める」ことに変更した時期・理由及び根拠（変更したことが明示された文書等）について、文書で説明を求めます。（特に、平成26年度WGでの貴省の説明と異なる点について、責任の所在を明確化されたい）

（回答）

平成26年度WGで説明をさせていただいた際には、二国間協定に基づく外国医師については、相互主義という二国間協定の趣旨に鑑みれば、自国民を対象に診療を行うものという、二国間協定の基本的考え方を説明させていただき、WGでの議論を踏まえて、国家戦略特区内では、「自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める」ことを明確化させていただきました。

一方で、協定上は、そのような対象の限定はされておらず、また、二国間協定に基づく外国医師に発行された医師免許においても、協定上の文言に基づき、医療を行う対象については「外国人に限られる」とのみ記載していたことから、制度上は、国家戦略特区に限らず、二国間協定に基づく外国医師について、外国人一般に対して診療を行うことができるものと解釈する余地がありました。

こうした実態を踏まえ、二国間協定に基づく外国医師については、相互主義という二国間協定の趣旨に鑑みれば、自国民を対象に診療を行うことが基本的な考え方ではあるものの、従来から、外国人一般に対して診療を行うことを認めないというものではなかったと整理しています。

しかしながら、平成26年度WGにおける説明及び特例措置の内容について明確に周知していなかったことは誠に遺憾であり、内閣府地方創生推進事務局とも相談の上、上記整理について周知します。

2. 従前の特例措置のうち、「（国家戦略特区に限り）自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める」について、通常の二国間協定に基づく外国医師についても「自国民以外の外国人一般も認める」ことになったのであればその事実及びそのことにより当該特例措置が全国展開されたことを周知すべきであり、その通知を発出いただきたい。

(回答)

1. の回答のとおり、内閣府地方創生推進事務局とも相談の上、現場の混乱を招かないような形で必要な通知を発出します。

3. 現在の国家戦略特区における特例措置が、「外国医師人数枠の拡大」及び「外国医師が診療可能な医療機関の拡大（追加指定）」であるという根拠、特例措置の具体的な内容、特区自治体がこれら特例措置を活用する場合の手続等を明文化した通知等を発出いただきたい。

(回答)

内閣府地方創生推進事務局とも相談の上、必要な通知等の発出について検討します。

4. 各国の二国間協定が記された文書について、資料を提供して頂きたい。

(回答)

令和2年9月1日に内閣府地方創生推進事務局に情報提供しております。

5. 英、米、仏、星の4ヶ国以外の国について、外国人医師に係る2国間協定を締結している又は締結に向け検討や協議を行っている場合には、今後継続的に、関係する情報や資料を内閣府地方創生推進事務局に共有して頂きたい。

(回答)

内閣府地方創生推進事務局からの求めに応じて、必要な情報を提供してまいります。

以上